
令和6年度板倉町介護保険運営協議会並びに
地域包括支援センター及び地域密着型サービス
運営協議会（第1回）会議資料

令和6年8月27日（火）

板倉町役場健康介護課介護高齢係

資料 1

板倉町介護保険事業の概要

(令和6年7月末日現在)

1 被保険者数

総人口 13,521人

区 分	被 保 険 者 数	高齢化率
第1号被保険者	4,945 人	36.57%
65歳以上75歳未満	2,497 人	
75歳以上85歳未満	1,764 人	
85歳以上	684 人	
第2号被保険者(40歳以上65歳未満)	4,558 人	—
合 計	9,503 人	—

※ 第1号被保険者数は「介護保険事業状況報告(月報)」による

介護認定率(第1号)
13.0%

2 要介護(要支援)認定者数 665人

単位:人

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	39	71	100	142	108	99	82	641	
65歳以上75歳未満	7	6	9	24	18	15	6	85	
75歳以上	32	65	91	118	90	84	76	556	
第2号被保険者	2	3	2	7	4	3	3	24	
合 計	人数	41	74	102	149	112	102	85	665
	%	6.2%	11.1%	15.3%	22.4%	16.8%	15.3%	12.8%	100.0%

※ 各認定者数は「介護保険事業状況報告(月報)」による

3 介護サービス受給者数 603人

単位:人

居宅(介護予防)サービス	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	9	34	76	107	63	56	28	373	
第2号被保険者	1	2	2	5	3	1	0	14	
小 計	10	36	78	112	66	57	28	387	
地域密着型(介護予防)サービス	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	0	3	11	28	18	9	3	72	
第2号被保険者	0	0	0	1	0	1	0	2	
小 計	0	3	11	29	18	10	3	74	
合 計	人数	10	39	89	141	84	67	31	461
	%	2.2%	8.5%	19.3%	30.6%	18.2%	14.5%	6.7%	100.0%

単位:人

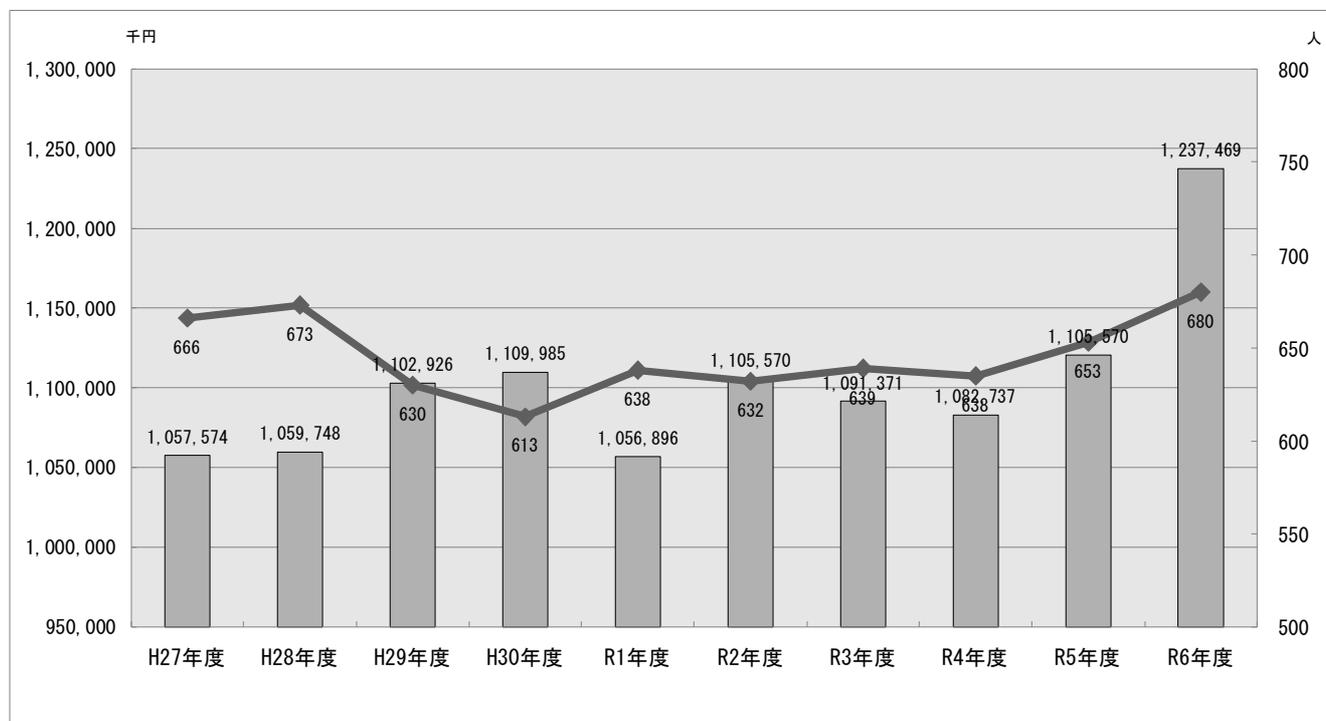
施設サービス	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	計
第1号被保険者	84	49	0	5	138
第2号被保険者	3	1	0	0	4
合 計	87	50	0	5	142

※ 各受給者数は「介護保険事業状況報告(月報)」による

4 要介護（要支援）認定者数及び介護給付費の実績・見込・推計について

	認定者数(人)	給付費実績等(千円)	前年度比	介護保険事業計画(給付費:千円)		計画期
平成27年度	666	1,057,574	2.8%	1,056,372	▲1,202	第6期
平成28年度	673	1,059,748	0.2%	1,127,202	67,454	
平成29年度	630	1,102,926	4.1%	1,175,385	72,459	
平成30年度	613	1,109,985	0.6%	1,149,643	39,658	第7期
令和元年度	638	1,056,896	-4.8%	1,226,502	169,606	
令和2年度	632	1,105,570	4.6%	1,313,824	208,254	第8期
令和3年度	639	1,091,371	-1.0%	1,225,288	133,917	
令和4年度	635	1,082,737	-0.8%	1,250,390	167,653	
令和5年度	653	1,120,419	3.5%	1,270,350	149,931	第8期
令和6年度予算	680	1,237,469	11.9%	1,237,469	0	
令和7年度計画	688	1,266,156	2.3%	1,266,156	0	
令和8年度計画	699	1,297,036	2.4%	1,297,036	0	

※ 各認定者数は第2号被保険者を含む。



5 介護保険基金の状況

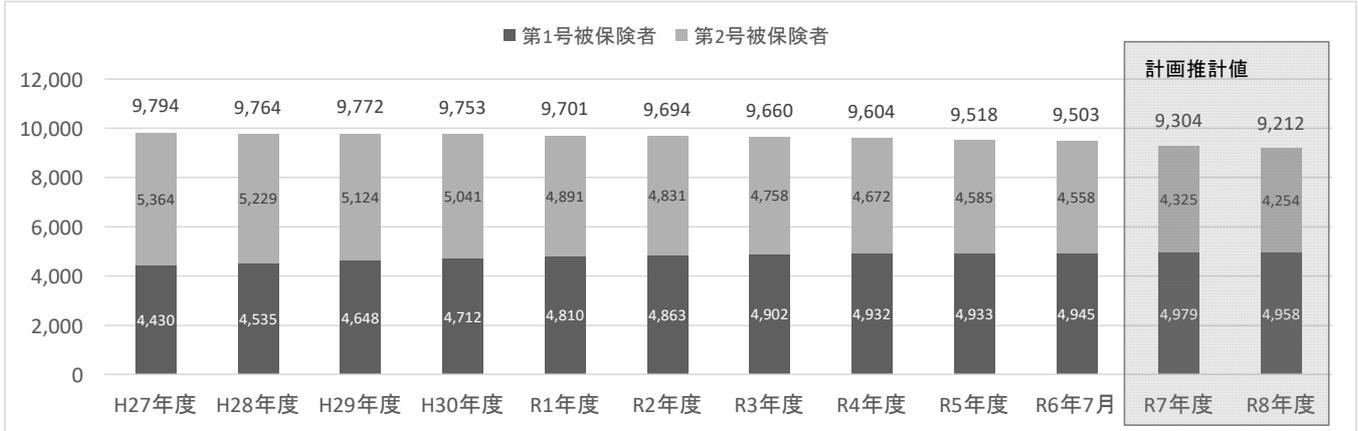
年 度	残 高	前年度比	年 度	残 高	前年度比
平成27年度末	112,795 千円	▲7.4%	令和3年度末	189,726 千円	17.6%
平成28年度末	113,072 千円	0.2%	令和4年度末	222,747 千円	17.4%
平成29年度末	118,388 千円	4.7%	令和5年度末	238,660 千円	7.1%
平成30年度末	114,977 千円	▲2.9%	令和6年度末見込み	201,054 千円	▲15.8%
令和元年度末	134,926 千円	17.4%			
令和2年度末	161,275 千円	19.5%			

板倉町介護保険事業の概要(年度別)

1 被保険者数(年度末)

単位:人

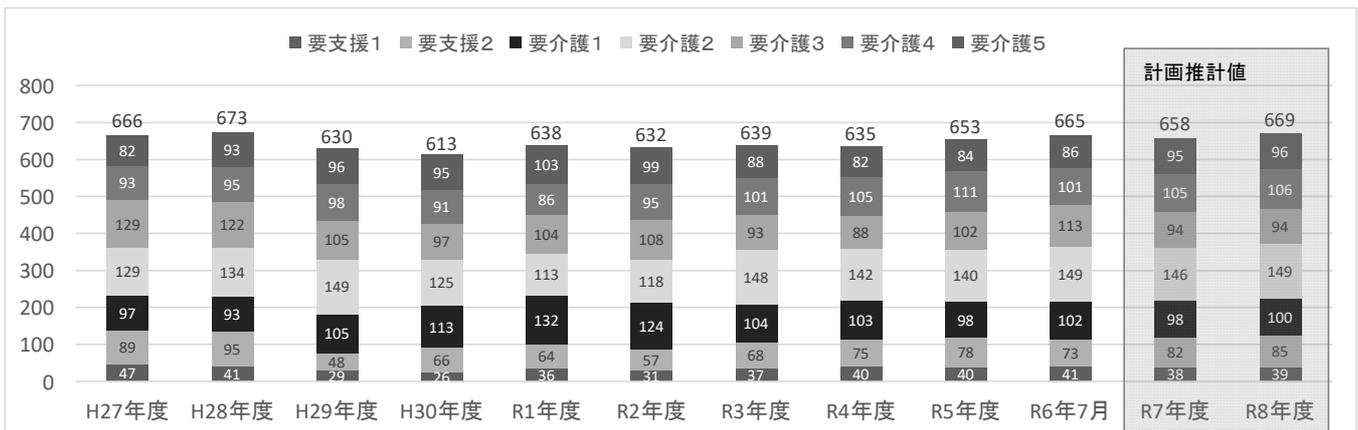
計画期間		被保険者数	第1号被保険者	被保険者数割合	第2号被保険者	被保険者数割合
第6期	平成27年度	9,794	4,430	45.2%	5,364	54.8%
	平成28年度	9,764	4,535	46.4%	5,229	53.6%
	平成29年度	9,772	4,648	47.6%	5,124	52.4%
第7期	平成30年度	9,753	4,712	48.3%	5,041	51.7%
	令和元年度	9,701	4,810	49.6%	4,891	50.4%
	令和2年度	9,694	4,863	50.2%	4,831	49.8%
第8期	令和3年度	9,660	4,902	50.7%	4,758	49.3%
	令和4年度	9,604	4,932	51.4%	4,672	48.6%
	令和5年度	9,518	4,933	51.8%	4,585	48.2%
第9期	令和6年7月	9,503	4,945	52.0%	4,558	48.0%
	令和7年度	9,304	4,979	53.5%	4,325	46.5%
	令和8年度	9,212	4,958	53.8%	4,254	46.2%



2 要介護(要支援)認定者数(年度末)

単位:人

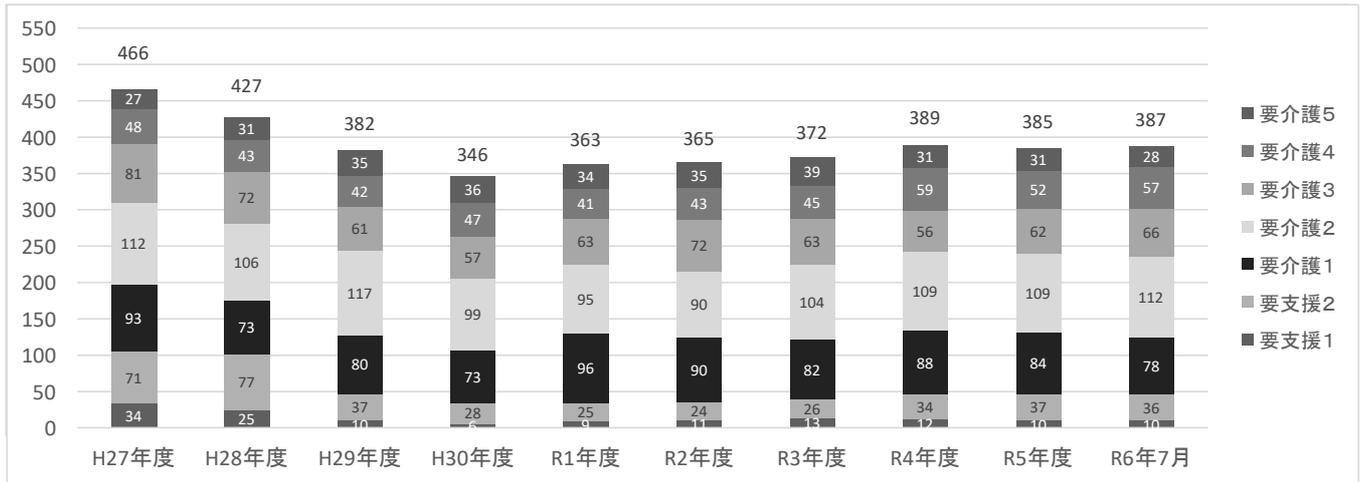
計画期間		要支援1	要支援2	支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
第6期	平成27年度	47	89	136	97	129	129	93	82	530	666
	平成28年度	41	95	136	93	134	122	95	93	537	673
	平成29年度	29	48	77	105	149	105	98	96	553	630
第7期	平成30年度	26	66	92	113	125	97	91	95	521	613
	令和元年度	36	64	100	132	113	104	86	103	538	638
	令和2年度	31	57	88	124	118	108	95	99	544	632
第8期	令和3年度	37	68	105	104	148	93	101	88	534	639
	令和4年度	40	75	115	103	142	88	105	82	520	635
	令和5年度	40	78	118	98	140	102	111	84	535	653
第9期	令和6年7月	41	73	114	102	149	113	101	86	551	665
	令和7年度	38	82	120	98	146	94	105	95	538	658
	令和8年度	39	85	124	100	149	94	106	96	545	669



3 居宅介護(予防)サービス受給者数(事業年度末:2月末)

単位:人

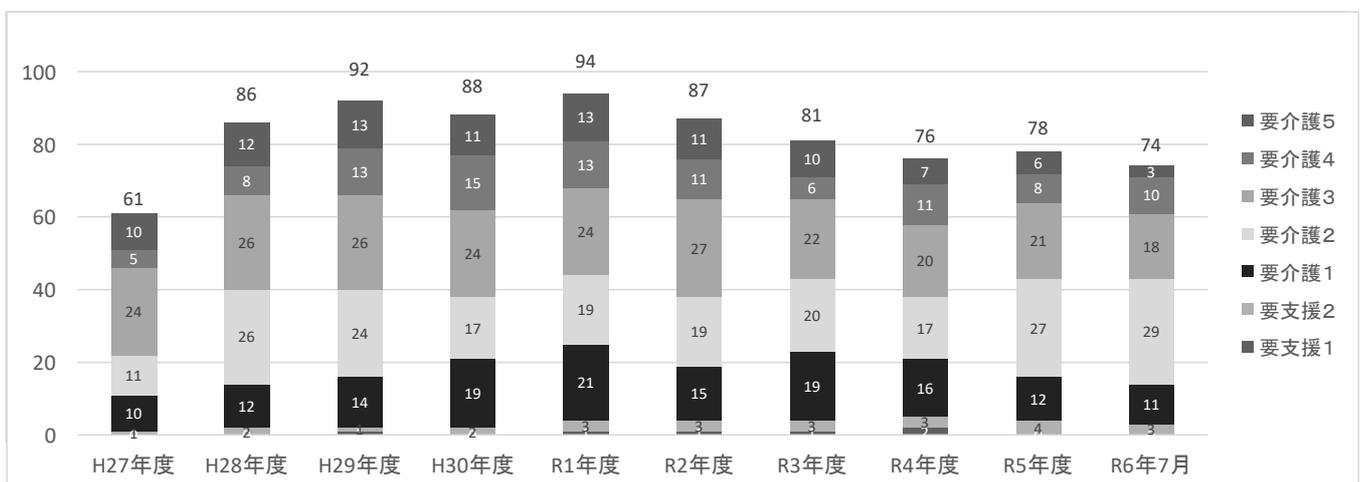
計画期間		要支援1	要支援2	支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
第6期	平成27年度	34	71	105	93	112	81	48	27	361	466
	平成28年度	25	77	102	73	106	72	43	31	325	427
	平成29年度	10	37	47	80	117	61	42	35	335	382
第7期	平成30年度	6	28	34	73	99	57	47	36	312	346
	令和元年度	9	25	34	96	95	63	41	34	329	363
	令和2年度	11	24	35	90	90	72	43	35	330	365
第8期	令和3年度	13	26	39	82	104	63	45	39	333	372
	令和4年度	12	34	46	88	109	56	59	31	343	389
	令和5年度	10	37	47	84	109	62	52	31	338	385
第9期	令和6年7月	10	36	46	78	112	66	57	28	341	387



4 地域密着型介護(予防)サービス受給者数(事業年度末:2月末)

単位:人

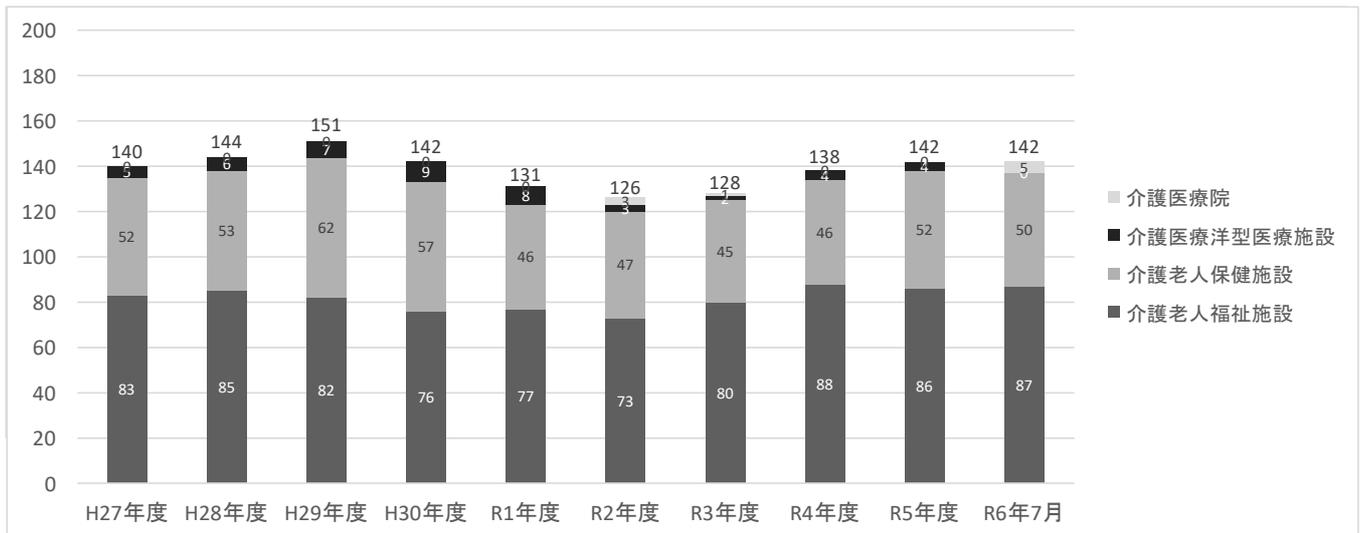
計画期間		要支援1	要支援2	支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
第6期	平成27年度	0	1	1	10	11	24	5	10	60	61
	平成28年度	0	2	2	12	26	26	8	12	84	86
	平成29年度	1	1	2	14	24	26	13	13	90	92
第7期	平成30年度	0	2	2	19	17	24	15	11	86	88
	令和元年度	1	3	4	21	19	24	13	13	90	94
	令和2年度	1	3	4	15	19	27	11	11	83	87
第8期	令和3年度	1	3	4	19	20	22	6	10	77	81
	令和4年度	2	3	5	16	17	20	11	7	71	76
	令和5年度	0	4	4	12	27	21	8	6	74	78
第9期	令和6年7月	0	3	3	11	29	18	10	3	71	74



5 施設サービス受給者数(事業年度末:2月末)

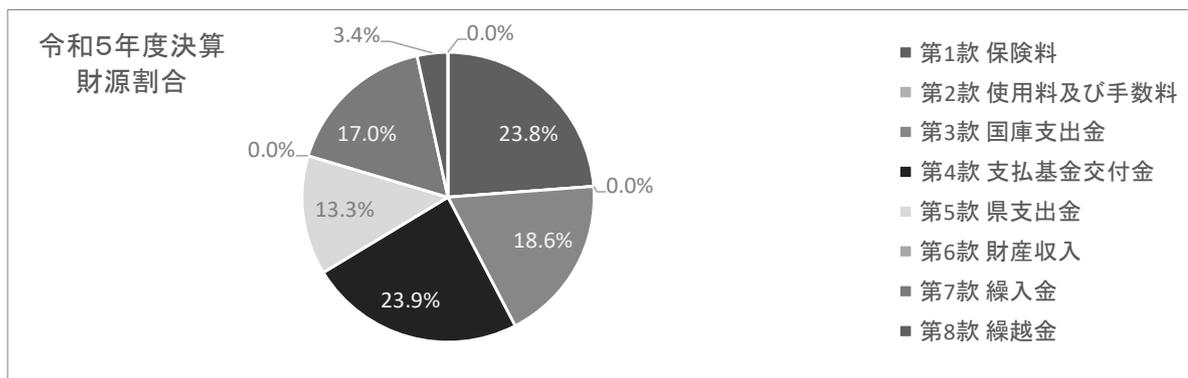
単位:人

計画期間		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	小計
第6期	平成27年度	83	52	5	—	140
	平成28年度	85	53	6	—	144
	平成29年度	82	62	7	—	151
第7期	平成30年度	76	57	9	0	142
	令和元年度	77	46	8	0	131
	令和2年度	73	47	3	3	126
第8期	令和3年度	80	45	2	1	128
	令和4年度	88	46	4	0	138
	令和5年度	86	52	4	0	142
第9期	令和6年7月	87	50	—	5	142



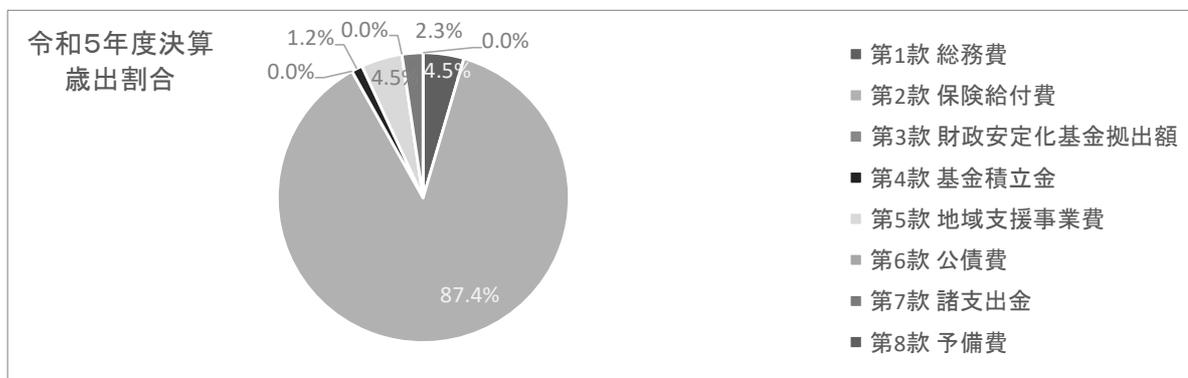
【歳入】

款	科目	令和5年度決算額	令和4年度決算額	前年度比較増減額	前年度比較増減率	令和5年度決算 財源割合
第1款	保険料	310,073,300 円	307,450,300 円	+ 2,623,000 円	+ 0.9%	23.8%
第2款	使用料及び手数料	1,100 円	1,300 円	- 200 円	- 15.4%	0.0%
第3款	国庫支出金	242,062,802 円	249,047,291 円	- 6,984,489 円	- 2.8%	18.6%
第4款	支払基金交付金	311,314,222 円	299,754,000 円	+ 11,560,222 円	+ 3.9%	23.9%
第5款	県支出金	173,420,000 円	171,483,000 円	+ 1,937,000 円	+ 1.1%	13.3%
第6款	財産収入	2,186 円	1,862 円	+ 324 円	+ 17.4%	0.0%
第7款	繰入金	221,233,203 円	211,004,520 円	+ 10,228,683 円	+ 4.8%	17.0%
第8款	繰越金	44,247,542 円	40,863,882 円	+ 3,383,660 円	+ 8.3%	3.4%
第9款	諸収入	80,765 円	99,938 円	- 19,173 円	- 19.2%	0.0%
合計		1,302,435,120 円	1,279,706,093 円	+ 22,729,027 円	+ 1.8%	96.6%



【歳出】

款	科目	令和5年度決算額	令和4年度決算額	前年度比較増減額	前年度比較増減率	令和5年度決算 歳出割合
第1款	総務費	57,784,356 円	54,112,005 円	+ 3,672,351 円	+ 6.8%	4.5%
第2款	保険給付費	1,120,419,016 円	1,082,736,009 円	+ 37,683,007 円	+ 3.5%	87.4%
第3款	財政安定化基金拠出額	0 円	0 円	± 0 円	± 0.0%	0.0%
第4款	基金積立金	15,914,691 円	33,021,162 円	- 17,106,471 円	- 51.8%	1.2%
第5款	地域支援事業費	58,189,988 円	48,860,443 円	+ 9,329,545 円	+ 19.1%	4.5%
第6款	公債費	0 円	0 円	± 0 円	± 0.0%	0.0%
第7款	諸支出金	29,965,861 円	16,728,932 円	+ 13,236,929 円	+ 79.1%	2.3%
第8款	予備費	0 円	0 円	± 0 円	± 0.0%	0.0%
合計		1,282,273,912 円	1,235,458,551 円	+ 46,815,361 円	+ 3.8%	96.4%



【歳入歳出差引額】

	令和5年度決算額	令和4年度決算額	前年度比較増減額	前年度比較増減率
歳入合計	1,302,435,120 円	1,279,706,093 円	+ 22,729,027 円	+ 1.8%
歳出合計	1,282,273,912 円	1,235,458,551 円	+ 46,815,361 円	+ 3.8%
差引残額	20,161,208 円	44,247,542 円	- 24,086,334 円	- 54.4%

令和5年度介護保険特別会計決算 款項目別 前年度決算比較増減

【歳入】

(単位:円)

款 項 目	令和5年度決算額	令和4年度決算額	増減額	増減率
1 保険料	310,073,300	307,450,300	+ 2,623,000	+ 0.9%
1 介護保険料	310,073,300	307,450,300	+ 2,623,000	+ 0.9%
1 保険料	310,073,300	307,450,300	+ 2,623,000	+ 0.9%
2 使用料及び手数料	1,100	1,300	- 200	- 15.4%
1 手数料	1,100	1,300	- 200	- 15.4%
1 督促手数料	1,100	1,300	- 200	- 15.4%
3 国庫支出金	242,062,802	249,047,291	- 6,984,489	- 2.8%
1 国庫負担金	213,823,467	215,638,596	- 1,815,129	- 0.8%
1 介護給付費負担金	213,823,467	215,638,596	- 1,815,129	- 0.8%
2 国庫補助金	28,239,335	33,408,695	- 5,169,360	- 15.5%
1 調整交付金	5,848,000	11,480,000	- 5,632,000	- 49.1%
2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	7,132,000	6,667,400	+ 464,600	+ 7.0%
3 地域支援事業交付金 (包括の支援事業・任意事業)	9,806,335	8,149,295	+ 1,657,040	+ 20.3%
4 保険者機能強化推進交付金	2,305,000	3,580,000	- 1,275,000	- 35.6%
5 介護保険保険者努力支援交付金	2,626,000	3,351,000	- 725,000	- 21.6%
6 介護保険事業費補助金	522,000	181,000	+ 341,000	+ 188.4%
7 介護保険災害時臨時特例補助金	0	0		
4 支払基金交付金	311,314,222	299,754,000	+ 11,560,222	+ 3.9%
1 支払基金交付金	311,314,222	299,754,000	+ 11,560,222	+ 3.9%
1 介護給付費交付金	301,891,222	291,154,000	+ 10,737,222	+ 3.7%
2 地域支援事業支援交付金	9,423,000	8,600,000	+ 823,000	+ 9.6%
5 県支出金	173,420,000	171,483,000	+ 1,937,000	+ 1.1%
1 県負担金	164,353,000	163,829,000	+ 524,000	+ 0.3%
1 介護給付費負担金	164,353,000	163,829,000	+ 524,000	+ 0.3%
2 県支出金	9,067,000	7,654,000	+ 1,413,000	+ 18.5%
1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	4,263,000	3,784,000	+ 479,000	+ 12.7%
2 地域支援事業交付金 (包括の支援事業・任意事業)	4,804,000	3,870,000	+ 934,000	+ 24.1%

【歳入】

(単位:円)

款 項 目	令和5年度決算額	令和4年度決算額	増減額	増減率
6 財産収入	2,186	1,862	+ 324	+ 17.4%
1 財産運用収入	2,186	1,862	+ 324	+ 17.4%
1 利子及び配当金 (介護保険基金利子)	2,186	1,862	+ 324	+ 17.4%
7 繰入金	221,233,203	211,004,520	+ 10,228,683	+ 4.8%
1 一般会計繰入金	221,233,203	211,004,520	+ 10,228,683	+ 4.8%
1 介護給付費繰入金	140,045,304	135,335,750	+ 4,709,554	+ 3.5%
2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活総合事業)	4,197,470	3,632,778	+ 564,692	+ 15.5%
3 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	4,696,996	3,770,685	+ 926,311	+ 24.6%
4 低所得者保険料軽減繰入金	14,828,600	14,125,750	+ 702,850	+ 5.0%
5 その他一般会計繰入金	57,464,833	54,139,557	+ 3,325,276	+ 6.1%
2 基金繰入金	0	0		
1 介護保険基金繰入金	0	0		
8 繰越金	44,247,542	40,863,882	+ 3,383,660	+ 8.3%
1 繰越金	44,247,542	40,863,882	+ 3,383,660	+ 8.3%
1 繰越金	44,247,542	40,863,882	+ 3,383,660	+ 8.3%
9 諸収入	80,765	99,938	- 19,173	- 19.2%
1 延滞金、加算金及び過料	14,450	39,150	- 24,700	- 63.1%
1 第1号被保険者延滞金	14,450	39,150	- 24,700	- 63.1%
2 過料	0	0		
2 預金利子	1,733	1,688	+ 45	+ 2.7%
1 預金利子 (預金利子)	1,733	1,688	+ 45	+ 2.7%
3 雑入	64,582	59,100	+ 5,482	+ 9.3%
1 第三者納付金	0	0		
2 返納金	56,582	50,000	+ 6,582	+ 13.2%
3 雑入	8,000	9,100	- 1,100	- 12.1%
	1,302,435,120	1,279,706,093	+ 22,729,027	+ 1.8%

【歳出】

(単位:円)

款 項 目	令和5年度決算額	令和4年度決算額	増減額	増減率
1 総務費	57,784,356	54,112,005	+ 3,672,351	+ 6.8%
1 総務管理費	48,720,669	44,703,130	+ 4,017,539	+ 9.0%
1 一般管理費	48,720,669	44,703,130	+ 4,017,539	+ 9.0%
2 徴収費	1,871,155	1,824,549	+ 46,606	+ 2.6%
1 賦課徴収費	1,871,155	1,824,549	+ 46,606	+ 2.6%
3 介護認定審査会費	6,888,342	7,230,723	- 342,381	- 4.7%
1 認定調査等費	3,499,342	3,889,723	- 390,381	- 10.0%
2 認定審査会共同設置負担金	3,389,000	3,341,000	+ 48,000	+ 1.4%
4 趣旨普及費	105,190	163,603	- 58,413	- 35.7%
1 趣旨普及費	105,190	163,603	- 58,413	- 35.7%
5 運営協議会費	199,000	190,000	+ 9,000	+ 4.7%
1 運営協議会費	199,000	190,000	+ 9,000	+ 4.7%
2 保険給付費	1,120,419,016	1,082,736,009	+ 37,683,007	+ 3.5%
1 介護サービス等諸費	1,043,156,395	1,010,036,730	+ 33,119,665	+ 3.3%
1 居宅介護サービス給付費	418,512,615	406,552,994	+ 11,959,621	+ 2.9%
2 特例居宅介護サービス給付費	0	0		
3 地域密着型介護サービス給付費	141,716,930	145,766,003	- 4,049,073	- 2.8%
4 特例地域密着型介護サービス給付費	0	0		
5 施設介護サービス給付費	432,367,177	406,984,949	+ 25,382,228	+ 6.2%
6 特例施設介護サービス給付費	0	0		
7 居宅介護福祉用具購入費	703,105	1,227,843	- 524,738	- 42.7%
8 居宅介護住宅改修費	2,199,476	3,495,190	- 1,295,714	- 37.1%
9 居宅介護サービス計画給付費	47,657,092	46,009,751	+ 1,647,341	+ 3.6%
10 特例居宅介護サービス計画給付費	0	0		
2 介護予防サービス等諸費	18,008,936	17,254,821	+ 754,115	+ 4.4%
1 介護予防サービス給付費	9,505,820	9,421,611	+ 84,209	+ 0.9%
2 特例介護予防サービス給付費	0	0		
3 地域密着型介護予防サービス給付費	4,850,604	3,912,156	+ 938,448	+ 24.0%
4 特例地域密着型介護予防サービス給付費	0	0		
5 介護予防福祉用具購入費	160,047	259,452	- 99,405	- 38.3%
6 介護予防住宅改修費	950,325	1,198,302	- 247,977	- 20.7%
7 介護予防サービス計画給付費	2,542,140	2,463,300	+ 78,840	+ 3.2%
8 特例介護予防サービス計画給付費	0	0		
3 その他諸費	859,600	854,056	+ 5,544	+ 0.6%
1 支払審査手数料	859,600	854,056	+ 5,544	+ 0.6%

【歳出】

(単位:円)

款 項 目	令和5年度決算額	令和4年度決算額	増減額	増減率
2 保険給付費 つづき				
4 高額介護サービス等費	22,229,043	19,862,190	+ 2,366,853	+ 11.9%
1 高額介護サービス費	22,151,971	19,808,106	+ 2,343,865	+ 11.8%
2 高額介護予防サービス費	77,072	54,084	+ 22,988	+ 42.5%
5 高額医療合算介護サービス等費	2,100,440	3,126,284	- 1,025,844	- 32.8%
1 高額医療合算介護サービス費	2,100,440	3,126,284	- 1,025,844	- 32.8%
2 高額医療合算介護予防サービス費	0	0		
6 特定入所者介護サービス等費	34,064,602	31,601,928	+ 2,462,674	+ 7.8%
1 特定入所者介護サービス費	34,064,602	31,601,928	+ 2,462,674	+ 7.8%
2 特例特定入所者介護サービス費	0	0		
3 特定入所者介護予防サービス費	0	0		
4 特例特定入所者介護予防サービス費	0	0		
3 財政安定化基金拠出金	0	0		
1 財政安定化基金拠出金	0	0		
4 基金積立金	15,914,691	33,021,162	- 17,106,471	- 51.8%
1 基金積立金	15,914,691	33,021,162	- 17,106,471	- 51.8%
5 地域支援事業	58,189,988	48,860,443	+ 9,329,545	+ 19.1%
1 介護予防・生活支援サービス事業費	29,591,662	26,099,347	+ 3,492,315	+ 13.4%
1 介護予防・生活支援サービス事業費	29,591,662	26,099,347	+ 3,492,315	+ 13.4%
2 一般介護予防事業費	3,901,806	2,884,871	+ 1,016,935	+ 35.3%
1 一般介護予防事業費	3,901,806	2,884,871	+ 1,016,935	+ 35.3%
3 包括的支援事業・任意事業	24,610,224	19,798,217	+ 4,812,007	+ 24.3%
1 包括的支援事業費	21,005,286	19,710,801	+ 1,294,485	+ 6.6%
2 任意事業費	3,604,938	87,416	+ 3,517,522	+ 4023.9%
4 その他諸費	86,296	78,008	+ 8,288	+ 10.6%
6 公債費	0	0		
1 公債費	0	0		
7 諸支出金	29,965,861	16,728,932	+ 13,236,929	+ 79.1%
1 償還金及び還付加算金	29,965,861	16,728,932	+ 13,236,929	+ 79.1%
2 延滞金	0	0		
3 操出金	0	0		
8 予備費	0	0		
1 予備費	0	0		
合計	1,282,273,912	1,235,458,551	+ 46,815,361	+ 3.8%

■ 介護保険料

基準日:3月末

所得段階	対象者	令和5年度		令和4年度		前年度比較 増減数	前年度比較 増減率
		人数	構成割合	人数	構成割合		
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が町民税非課税世帯で課税年金等収入と合計所得金額が80万円以下のかた (年額19,100円:基準額×0.3)	597人	(12.1%)	604人	(12.2%)	-7人	-1.2%
第2段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下のかた (年額31,800円:基準額×0.5)	342人	(6.9%)	343人	(7.0%)	-1人	-0.3%
第3段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円超のかた (年額44,600円:基準額×0.7)	282人	(5.7%)	290人	(5.9%)	-8人	-2.8%
第4段階	町民税課税世帯で本人は非課税であり、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下のかた (年額57,200円:基準額×0.9)	675人	(13.7%)	710人	(14.4%)	-35人	-4.9%
第5段階 (基準額)	町民税課税世帯で本人は非課税であり、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超のかた (年額63,600円)	831人	(16.8%)	826人	(16.7%)	+5人	+0.6%
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満のかた (年額76,300円:基準額×1.2)	967人	(19.6%)	933人	(18.9%)	+34人	+3.6%
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた (年額82,600円:基準額×1.3)	677人	(13.7%)	657人	(13.3%)	+20人	+3.0%
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた (年額95,400円:基準額×1.5)	324人	(6.6%)	324人	(6.6%)	±0人	±0.0%
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上のかた (年額108,100円:基準額×1.7)	239人	(4.8%)	245人	(5.0%)	-6人	-2.4%
合計		4,934人		4,932人		+2人	+0.0%

■ 負担割合

基準日:8月1日

区分	令和5年度		令和4年度		前年度比較 増減数	前年度比較 増減率
	人数	構成割合	人数	構成割合		
1割負担	629人	(95.0%)	613人	(94.7%)	+16人	+2.6%
2割負担	21人	(3.2%)	21人	(3.3%)	±0人	±0.0%
3割負担	12人	(1.8%)	13人	(2.0%)	-1人	-7.7%
合計	662人		647人		+15人	+2.3%

■ 高齢化率・要介護認定率

基準日:3月末

区分	令和5年度	令和4年度	前年度比較 増減	前年度比較 増減率	R5年度 群馬県 (月報 暫定)	R5年度 全国 (月報 暫定)
人口	13,601人	13,808人	-207人	-1.5%		
65歳以上人口	4,961人	4,949人	+12人	+0.2%	580,952人	35,890,590人
高齢化率	36.48%	35.84%	+0.63%	-		
要介護認定者 第1号被保険者(65歳以上)	630人	616人	+14人	+2.3%	103,494人	6,952,265人
認定率(65歳以上)	12.70%	12.45%	+0.25%	-	17.81%	19.37%

令和5年度 介護保険特別会計における主要事業の概要

款 項 目	事 業 内 容
1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費	○ 高齢者福祉計画策定事業 2,834,900円 ・ 高齢者福祉計画策定懇談会委員 15人 ・ 高齢者福祉計画策定懇談会開催回数 3回 ・ 高齢者福祉計画策定事業委託業者 株式会社高島テクノロジーセンター群馬営業所
1款 総務費 5項 運営協議会費 1目 運営協議会費	○ 介護保険運営協議会事業 199,000円 ・ 介護保険等運営協議会委員 12人 介護保険被保険者 4人、介護に関する学識又は経験を有する者 4人、 介護サービスに関する事業に従事する者 4人 ・ 介護保険等運営協議会開催回数 3回（うち1回は書面開催）
5款 地域支援事業費 1項 介護予防・生活支援サービス事業費 1目 介護予防・生活支援サービス事業費	○ 介護予防・生活支援サービス事業 29,591,662円 ・ 訪問型サービス 287件（前年度比 25件増） ・ 通所型サービス 662件（前年度比 62件増） ・ 介護予防ケアマネジメント 609件（前年度比 75件増）
5款 地域支援事業費 2項 一般介護予防事業費 1目 一般介護予防事業費	○ 介護予防普及啓発事業 1,613,546円 (1) 事業延べ参加者数 1,137人（前年度比 16人増） (2) 事業延べ実施回数 53回（前年度比 16回減） (3) 健康づくり・介護予防エンジョイポイント認定者数 初級 241人（前年度比 13人増） 中級 190人（前年度比 2人減） 上級 165人（前年度比 7人増） ○ 地域介護予防活動支援事業 1,293,886円 (1) 事業延べ参加者数 885人（前年度比 130人増） (2) 事業延べ実施回数 70回（前年度比 7回増） (3) 介護予防サポーター養成事業 ・ 初級・中級介護予防サポーター 8人（前年度比 2人減） ・ 上級介護予防サポーター 3人（前年度比 1人減） (4) コミュニティーサロン・通いの場 ・ コミュニティーサロン 11か所（前年度比 増減なし） ・ 通いの場 8か所（前年度比 1か所増） ・ 通いの場づくり説明会 1回（前年度比 1回増） ○ 一般介護予防事業評価事業 906,774円 ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査回収率 75.3% 〃 回答件数 1,230件 （対象者：65歳以上の要介護認定を受けていないかた等1,634人） ○ 地域リハビリテーション活動支援事業 87,600円 ・ 理学療法士等リハビリテーション職による介護支援専門員への助言 5件（前年度比 増減なし）

令和5年度 介護保険特別会計における主要事業の概要

款 項 目	事 業 内 容
5款 地域支援事業費 3項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 481,800円 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営協議会委員 12人 介護保険被保険者 4人、介護に関する学識又は経験を有する者 4人、介護サービスに関する事業に従事する者 4人 ・地域包括支援センター運営協議会開催回数 3回 (介護保険運営協議会と同時開催) ○ 権利擁護事業 51,998円 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業利用料助成事業 対象者数 2人 (前年度比 増減なし) ○ 総合相談事業 839,950円 <ul style="list-style-type: none"> (1)地域包括支援センターによる相談 <ul style="list-style-type: none"> ・相談対象者 204人 (前年度比 12人増) ・相談延べ件数 898件 (前年度比 35件増) (2)ひとり暮らし高齢者等訪問事業 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 506人 (前年度比 28人増) ・訪問等延べ回数 1,585件 (前年度比 32件減) 訪問 1,038件 (前年度比 55件増) 電話 338件 (前年度比 78件減) 来所 209件 (前年度比 9件減) ○ 在宅医療・介護連携推進事業 1,330,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療介護連携相談センターたておう実務担当者会議 12回 (前年度比 増減なし) ・在宅医療介護連携相談センターたておう相談受託実数 (板倉町分) 16件 (前年度比 5件増) ・在宅医療・介護従事者スキルアップ研修 3回 (前年度比 増減なし) ○ 生活支援体制整備事業 2,000,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・協議体開催回数 2回 (前年度比 1回増) ・協議体延べ参加人数 22人 (前年度比 6人増) ・生活支援コーディネーター 1人 (板倉町社会福祉協議会に委託) 社協だよりへの町内介護サービス事業所紹介掲載 ボランティア養成講座の実施 ○ 認知症総合支援事業 147,174円 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ 4か所 (前年度比 1か所増) (グループホームりんどう、板倉町社会福祉協議会、めぐグループ ホーム板倉、グループホームおひさま) ・認知症カフェ開催回数 40回 (前年度比 25回増) ・認知症カフェ参加者数 (スタッフ含む) 506人 (前年度比 371人増) ○ 地域ケア会議推進事業 0円 <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース検討部会開催数 1回 (前年度比 1回減) ・地域包括ケア推進部会開催数 0回 (前年度比 4回減) ・地域密着型介護サービス連絡部会 2回 (前年度比 1回減) ・自立支援型地域ケア会議開催数 2回 (前年度比 増減なし)

令和5年度 介護保険特別会計における主要事業の概要

款 項 目	事 業 内 容
5款 地域支援事業費 3項 包括的支援事業・ 任意事業費 2目 任意事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="485 226 1362 338">○ 成年後見制度利用支援事業 30,680円 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="517 264 1161 293">・ 成年後見制度相談者数 19件（前年度比 5件減） <li data-bbox="517 304 1362 333">・ 成年後見制度利用支援事業利用者数 0人（前年度比 増減なし） <li data-bbox="485 383 1362 495">○ 家族介護支援事業 0円 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="517 421 1362 450">・ 認知症高齢者検索システム補助者数 0人（前年度比 増減なし） <li data-bbox="517 461 1075 490">・ 家族介護教室 1回（前年度比 増減なし） <li data-bbox="485 539 1406 763">○ 認知症サポーター等養成事業 26,680円 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="517 577 1262 607">・ 認知症サポーター養成講座回数 6回（前年度比 6回減） <li data-bbox="517 618 1347 647">・ 認知症サポーター養成講座受講者数 95人（前年度比 58人減） <li data-bbox="517 658 1401 687">・ 認知症サポーターステップアップ講座回数 1回（前年度比 1回減） <li data-bbox="517 698 1219 763">・ 認知症サポーターステップアップ講座受講者数 10人（前年度比 18人減） <li data-bbox="485 808 1251 875">○ 介護給付費等費用適正化事業 3,547,578円 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="517 846 1050 875">・ 介護給付適正化総合支援パッケージ導入

令和5年度板倉町保険給付実績の考察

1 はじめに

(1) 要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む。）：653人（+18人）

【内訳】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和4年度	40	75	103	142	88	105	82	635
令和5年度	40	78	98	140	102	111	84	653
増減数	0	+3	-5	-2	+14	+6	+2	+18
R5構成割合	6.1%	11.9%	15.0%	21.5%	15.6%	17.0%	12.9%	
群馬県平均	12.4%	12.1%	20.8%	16.5%	13.9%	14.6%	9.7%	
全国平均	14.4%	14.1%	20.7%	16.8	13.1%	12.6%	8.3%	

(2) 介護サービス受給件数：18,670件（+261件）

(3) 1件当たりの給付費：60,012円（+1,196円）

【考察】

要支援・要介護認定者数は微増しました。

要介護1及び要介護2の認定者数が減少し、要介護3から要介護5までの認定者数が増加しました。

介護サービス受給件数は増加し、1件当たりの給付費も増加しました。サービスの種類の多くは、要介護度が重度になるにつれて介護報酬の単価が増加します。このため、軽度のかたのサービス受給は横ばいでしたが、中・重度のかたのサービスが増加したことが要因であると思われる。

2 前年度との比較

1 現物給付

(1) 居宅介護サービス給付費：+2.9%

【内訳】

サービス名	前年度比		R5年度件数		R5年度1件あたり給付費	
	増減額	増減率		増減		増減
増加した主なサービス						
通所リハビリテーション	+8,548,510円	+25.9%	577件	+98件	72,071円	+3,101円
短期入所生活介護	+8,402,074円	+14.2%	455件	+72件	148,523円	-5,983円
特定施設入所者生活介護	+3,445,488円	+9.7%	184件	+13件	211,447円	+4,074円
減少した主なサービス						
訪問介護	-4,171,465円	-10.6%	774件	-57件	45,525円	-1,898円
福祉用具貸与	-2,885,566円	-7.3%	209件	-136件	14,552円	-342円
訪問看護	-1,836,123円	-8.7%	357件	-43件	53,906円	+1,204円

(2) 地域密着型介護サービス給付費 : -2.8%

【内訳】

サービス名	前年度比		R5年度件数		R5年度1件あたり給付費	
	増減額	増減率		増減		増減
増加した主なサービス						
認知症対応型共同生活介護	+5,516,315円	+8.6%	267件	+15件	260,688円	+6,372円
認知症対応型通所介護	+3,029,555円	+19.6%	135件	+14件	136,978円	+9,189円
減少した主なサービス						
小規模多機能型居宅介護	-9,470,567円	-21.8%	169件	-36件	201,135円	-10,876円
地域密着型通所介護	-2,965,751円	-13.5%	314件	-19件	60,339円	-5,464円

(3) 施設介護サービス給付費 : +6.2%

【内訳】

サービス名	前年度比		R5年度件数		R5年度1件あたり給付費	
	増減額	増減率		増減		増減
増加した主なサービス						
介護老人保険施設	+27,952,666円	+19.3%	638件	+92件	270,544円	+5,609円
介護療養型医療施設	+2,042,334円	+15.5%	47件	+6件	324,589円	+2,312円
減少した主なサービス						
介護老人福祉施設	-4,065,499円	-1.6%	997件	-22件	244,657円	+1,293円

(4) 介護予防サービス給付費 : +0.9%

【内訳】

サービス名	前年度比		R5年度件数		R5年度1件あたり給付費	
	増減額	増減率		増減		増減
増加した主なサービス						
介護予防 通所リハビリテーション	+1,330,248円	+128.5%	61件	+28件	38,783円	+7,405円
減少した主なサービス						
介護予防訪問看護	-846,382円	-24.4%	88件	-14件	29,746円	-4,215円

2 償還払い

(1) 償還払いのサービス給付費 : -4.2%

【内訳】

サービス名	前年度比		R5年度件数		R5年度1件あたり給付費	
	増減額	増減率		増減		増減
増加した主なサービス						
高額介護サービス給付費	+2,010,608円	+10.9%	1850件	+117件	11,082円	+412円
減少した主なサービス						
住宅改修費	-1,295,714円	-37.1%	17件	-19件	129,381円	+32,292円
高額医療 合算介護サービス費	-1,025,844円	-32.8%	77件	-23件	27,278円	-4,345円

【 考察 】

現物給付の内訳及び償還払いのうち、現物給付の地域密着型介護サービス給付費のみが減少し、それ以外は全て増加しました。各給付については、サービス種別実績による増減はありますが、件数及び単価の高いサービスが増加したことが総体的な増加の要因であると考えます。

居宅介護サービス給付費は、通所リハビリテーション及び短期入所生活介護（ショートステイ）が増加しました。通所リハビリテーションでは件数も1件あたりの給付費も増加しています。利用者数だけでなく、利用者の平均介護度も高くなっていることが考えられます。

地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護が大きく減少しました。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び認知症対応型通所介護は増加しましたが、全体では減少となりました。通所・訪問・宿泊を1つの施設で組み合わせた小規模多機能型居宅介護から、介護サービスを個別に組み合わせての利用に移行している状況が考えられます。

施設介護サービス給付費は、介護老人保健施設の件数が大幅に増加しました。介護老人保健施設はリハビリテーションを必要とされるかたが入所する施設ですので、自宅に戻る前にリハビリテーションにより身体機能の回復を図っている状況が考えられます。なお、居宅介護サービスでの通所リハビリテーションの増加も考慮すると、自宅に戻ったあとは通所リハビリテーションで身体機能の維持を図っている状況が考えられます。

介護予防サービス給付費は、介護予防通所リハビリテーションが増加しています。要支援認定者数の増加に伴い、利用が増加していることが要因と考えられます。

償還払いのサービス給付費は、高額介護サービス給付費が増加しています。自己負担1割のかたが増え、高齢者のみ世帯の増加も伴い非課税世帯等で利用者負担上限額が低い世帯が多くなっていることが要因であると考えられます。

3 第8期計画推計(給付費)との比較(()内は推計比)

- 1 全体
(-149,587,984円 -11.8%)
- 2 現物給付(審査支払手数料を除く。)
(-147,402,671円 -11.9%)

【内訳】

サービス種別	サービス名	計画比	
		増減額	増減率
増加した主なサービス(200万円以上の増)			
居宅	短期入所生活介護	+12,950,837円	+23.7%
居宅	特定施設入居者生活介護	+3,994,331円	+11.4%
施設	介護療養型医療施設	+2,360,675円	+18.3%

サービス種別	サービス名	計画比	
		増減額	増減率
減少した主なサービス（1,000万円以上の減少）			
居宅	通所介護	-14,900,382円	-8.6%
地域密着型	認知症対応型通所介護	-20,452,932円	-52.5%
地域密着型	小規模多機能型居宅介護	-36,055,263円	-51.5%
施設	介護老人福祉施設	-17,651,468円	-6.7%
施設	介護老人保健施設	-25,773,700円	-13.0%

3 償還払い

（ -2,202,913円 -7.6%）

【内訳】

サービス種別	サービス名	計画比	
		増加額	増加率
増加した主なサービス（200万円以上の増）			
—	高額介護サービス給付費	+645,622円	+3.3%
減少した主なサービス（1,000万円以上の減少）			
—	住宅改修費	-1,984,524円	-47.4%
—	介護予防住宅改修費	-783,675円	-45.2%

【考察】

現物給付と償還払いいずれも減少しているため全体額も減少しています。全体額の約97.5%を現物給付が占めていることから、全体額の増減はほぼ現物給付によるものです。

現物給付で200万円以上増加したサービス3つのうち2つは、居宅系のサービスとなっています。 特に短期入所生活介護（ショートステイ）が増えていることは、居宅サービス受給者に中・重度（要介護3以上）のかたが増加し、家族の介護の負担軽減などを目的として利用されているものと考えられます。

一方、現物給付で1,000万円以上減少したサービスは、地域密着型サービス及び施設系サービスが多くなっています。 小規模多機能型居宅介護の利用が推計との乖離が大きくなっており、デイサービスとショートステイ等を1つの施設で組み合わせた小規模多機能型居宅介護から、状況に応じて居宅系のサービスを個別に組み合わせての利用に移行している状況が考えられます。

償還払いのサービス給付費は、住宅改修費が減少しました。心身の状態像から大幅な改修までは不要であったり、福祉用具貸与で対応できていることが考えられます。

4 総括

令和5年度の介護給付費実績は、地域密着型サービス給付費のみ減少しました。小規

模多機能型居宅介護の－9,470,567円、－36件と大きく減少したことが要因となっています。小規模多機能型居宅介護施設の人材不足により定員を下回る利用者数となっていることでもあります。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び認知症対応型通所介護が増加していることから、家族の意向やケアマネージャーの調整により、状況に合わせて認知症に特化したサービス等を適切に組み合わせての利用に移行している状況が考えられます。

居宅介護サービスで大きく増加したのは、通所リハビリテーションの＋8,548,510円、＋98件で、件数と1件あたりの給付費のどちらも増加しています。

施設介護サービスで大きく増加したのは、介護老人保健施設＋27,952,666円、＋92件で、こちらも件数と1件あたりの給付費のどちらも増加しています。

介護老人保健施設は在宅復帰を目指す施設です。病気やけがで入院し、病状が落ち着いたもののすぐに自宅に戻ることが困難なかが、介護老人保健施設に入所します。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などからリハビリテーションを受け、身体機能が回復したのちに自宅に戻ります。自宅に戻ったあとも、通所リハビリテーションで身体機能の維持を図っていると考えられます。身体機能の維持により、介護度が高くなることを抑える効果が期待できます。

介護予防サービス給付費で大きく増加したのは、介護予防通所リハビリテーションの＋1,330,248円、＋28件で、件数と1件あたりの給付費のどちらも増加しています。要支援1・2のかたについても、身体機能の維持・回復へのサービス利用が高まっている状況にあります。

当町は全国や群馬県平均と比べて、軽度（要支援1・2、要介護1）の認定者数の割合が低く、中・重度（要介護3以上）の認定者数の割合が高くなっています。介護予防サービスの介護予防通所リハビリテーションの利用が増えることで、軽度の介護度を維持していくことが期待できます。要介護度別の認定者数は、今後軽度者の割合が増え、全国や群馬県に近づいていくものと思われます。それに伴って介護予防サービス給付費の上昇が見込まれます。

令和5年度に令和6年度から令和8年度までの3年間の期間とする板倉町高齢者福祉計画（板倉町老人福祉計画、第9期介護保険事業計画）を策定しました。この計画は老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。高齢者本人による「自助」、地域における住民同士の「互助」、自助を支えるための社会連携による医療と介護保険の「共助」、町が行う「公助」の視点を踏まえ策定しています。高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になっても重度化を防止し、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるよう、地域支援事業の介護予防事業等を推進しています。介護予防事業で重度化を防止するとともに、居宅介護サービスの充実により在宅介護の限界点を引き上げることで、施設介護サービス利用者の伸びの鈍化につなげます。

なお、介護給付費の適正化を図るため、介護給付適正化支援パッケージを導入いたしました。介護給付適正化支援パッケージは、システムにより認定データと給付実績データを統合し、介護サービス計画、介護予防サービス計画の内容を点検するものです。身体状態にそぐわない給付や過剰なサービスをチェックし、事業者が適切なサービスを提供するよう促し、不適切な給付を削減することが導入の目的です。保険給付費の増加、将来の保険料上昇を抑制し、持続可能な介護保険制度の構築に取り組んでいきます。

令和5年度サービス種類別介護給付費一覧

サービスの種類 (現物給付)	令和5年度介護給付費及び件数				第8期計画推計との比較 (計画P110~113参照)			令和4年度介護給付費及び件数			令和4年度介護給付費及び件数 との比較			前年度比増
	給付費	件数	1月当たり件数	1件当たり給付費	給付費推計	給付費差引	割合	給付費	件数	1件当たり給付費	給付費差引	件数差引	割合	
訪問介護	35,236,635	774	65	45,525	38,502,000	△ 3,265,365	- 8.5%	39,408,100	831	47,423	- 4,171,465	- 57	- 10.6%	
訪問入浴介護	6,305,610	127	11	49,650	5,834,000	471,610	+ 8.1%	4,851,135	103	47,098	+ 1,454,475	+ 24	+ 30.0%	○
訪問看護	19,244,506	357	30	53,906	18,413,000	831,506	+ 4.5%	21,080,629	400	52,702	- 1,836,123	- 43	- 8.7%	
訪問リハビリテーション	3,295,188	127	11	25,946	4,052,000	△ 756,812	- 18.7%	3,014,970	103	29,272	+ 280,218	+ 24	+ 9.3%	○
通所介護	159,152,618	1,562	130	101,890	174,053,000	△ 14,900,382	- 8.6%	160,855,740	1,658	97,018	- 1,703,122	- 96	- 1.1%	
通所リハビリテーション	41,585,187	577	48	72,071	46,649,000	△ 5,063,813	- 10.9%	33,036,677	479	68,970	+ 8,548,510	+ 98	+ 25.9%	○
福祉用具貸与	36,568,566	2,513	209	14,552	36,222,000	346,566	+ 1.0%	39,454,132	2,649	14,894	- 2,885,566	- 136	- 7.3%	
短期入所生活介護	67,577,837	455	38	148,523	54,627,000	12,950,837	+ 23.7%	59,175,763	383	154,506	+ 8,402,074	+ 72	+ 14.2%	○
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	3,206,859	22	2	145,766	7,440,000	△ 4,233,141	- 56.9%	2,980,764	32	93,149	+ 226,095	- 10	+ 7.6%	○
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	-	1,572,000	△ 1,572,000	皆減	0	0	-	± 0	± 0	-	
居宅療養管理指導	7,433,278	1,208	101	6,153	9,610,000	△ 2,176,722	- 22.7%	7,234,241	1,138	6,357	+ 199,037	+ 70	+ 2.8%	○
特定施設入居者生活介護	38,906,331	184	15	211,447	34,912,000	3,994,331	+ 11.4%	35,460,843	171	207,373	+ 3,445,488	+ 13	+ 9.7%	○
居宅介護サービス給付費	418,512,615	7,906	659	52,936	431,886,000	△ 13,373,385	- 3.1%	406,552,994	7,947	51,158	+ 11,959,621	- 41	+ 2.9%	○
認知症対応型共同生活介護	69,603,827	267	22	260,688	76,430,000	△ 6,826,173	- 8.9%	64,087,512	252	254,316	+ 5,516,315	+ 15	+ 8.6%	○
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	-	-	3,047,000	△ 3,047,000	皆減	0	0	-	± 0	± 0	-	
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	0	0	0	-	0	0	-	28,062	1	28,062	- 28,062	- 1	皆減	
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	682,794	24	2	28,450	0	682,794	皆増	549,702	11	49,973	+ 133,092	+ 13	+ 24.2%	○
認知症対応型通所介護	18,492,068	135	11	136,978	38,945,000	△ 20,452,932	- 52.5%	15,462,513	121	127,789	+ 3,029,555	+ 14	+ 19.6%	○
小規模多機能型居宅介護	33,991,737	169	14	201,135	70,047,000	△ 36,055,263	- 51.5%	43,462,304	205	212,011	- 9,470,567	- 36	- 21.8%	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	-	5,759,000	△ 5,759,000	皆減	263,655	7	37,665	- 263,655	- 7	皆減	
地域密着型通所介護	18,946,504	314	26	60,339	23,142,000	△ 4,195,496	- 18.1%	21,912,255	333	65,803	- 2,965,751	- 19	- 13.5%	
地域密着型介護サービス給付費	141,716,930	909	76	155,904	217,370,000	△ 75,653,070	- 34.8%	145,766,003	930	156,738	- 4,049,073	- 21	- 2.8%	
介護老人福祉施設サービス	243,922,532	997	83	244,657	261,574,000	△ 17,651,468	- 6.7%	247,988,031	1,019	243,364	- 4,065,499	- 22	- 1.6%	
介護老人保健施設サービス	172,607,300	638	53	270,544	198,381,000	△ 25,773,700	- 13.0%	144,654,634	546	264,935	+ 27,952,666	+ 92	+ 19.3%	○
介護療養型医療施設サービス	15,255,675	47	4	324,589	12,895,000	2,360,675	+ 18.3%	13,213,341	41	322,277	+ 2,042,334	+ 6	+ 15.5%	○
介護医療院サービス	0	0	0	-	19,166,000	△ 19,166,000	皆減	597,295	2	298,648	- 597,295	- 2	皆減	
特定診療費	581,670	47	4	12,376	0	581,670	皆増	499,743	41	12,189	+ 81,927	+ 6	+ 16.4%	○
特別診療費	0	0	0	-	0	0	-	31,905	2	15,953	- 31,905	- 2	皆減	
施設介護サービス給付費	432,367,177	1,729	144	250,068	492,016,000	△ 59,648,823	- 12.1%	406,984,949	1,651	246,508	+ 25,382,228	+ 78	+ 6.2%	○
居宅介護支援	47,657,092	3,669	306	12,989	46,422,000	1,235,092	+ 2.7%	46,009,751	3,689	12,472	+ 1,647,341	- 20	+ 3.6%	○
居宅介護サービス計画給付費	47,657,092	3,669	306	12,989	46,422,000	1,235,092	+ 2.7%	46,009,751	3,689	12,472	+ 1,647,341	- 20	+ 3.6%	○
小計	1,040,253,814	14,213	1,184	73,190	1,187,694,000	△ 147,440,186	- 12.4%	1,005,313,697	14,217	70,712	+ 34,940,117	- 4	+ 3.5%	○
介護予防居宅療養管理指導	191,457	25	2	7,658	679,000	△ 487,543	- 71.8%	103,707	8	12,963	+ 87,750	+ 17	+ 84.6%	○
介護予防特定施設入居者生活介護	1,211,805	12	1	100,984	3,545,000	△ 2,333,195	- 65.8%	1,752,813	22	79,673	- 541,008	- 10	- 30.9%	
介護予防短期入所生活介護	78,250	2	0	39,125	231,000	△ 152,750	- 66.1%	73,785	3	24,595	+ 4,465	- 1	+ 6.1%	○
介護予防訪問入浴介護	62,662	2	0	31,331	101,000	△ 38,338	- 38.0%	0	0	-	+ 62,662	+ 2	皆増	○
介護予防訪問看護	2,617,673	88	7	29,746	3,187,000	△ 569,327	- 17.9%	3,464,055	102	33,961	- 846,382	- 14	- 24.4%	
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	-	140,000	△ 140,000	皆減	0	0	-	± 0	± 0	-	
介護予防通所リハビリテーション	2,365,736	61	5	38,783	1,005,000	1,360,736	+ 135.4%	1,035,488	33	31,378	+ 1,330,248	+ 28	+ 128.5%	○
介護予防福祉用具貸与	2,978,237	471	39	6,323	3,212,000	△ 233,763	- 7.3%	2,991,763	446	6,708	- 13,526	+ 25	- 0.5%	
介護予防サービス給付費	9,505,820	661	1,240	14,381	12,100,000	△ 2,594,180	- 21.4%	9,421,611	614	15,345	+ 84,209	+ 47	+ 0.9%	○
介護予防認知症対応型通所介護	544,536	12	1	45,378	102,000	442,536	+ 433.9%	84,906	3	28,302	+ 459,630	+ 9	+ 541.3%	○
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	90,378	3	0	30,126	0	90,378	皆増	0	0	-	+ 90,378	+ 3	皆増	○
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,215,690	56	5	75,280	3,000,000	1,215,690	+ 40.5%	3,827,250	54	70,875	+ 388,440	+ 2	+ 10.1%	○
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	-	2,720,000	△ 2,720,000	皆減	0	0	-	± 0	± 0	-	
地域密着型介護予防サービス給付費	4,850,604	71	6	68,318	5,822,000	△ 971,396	- 16.7%	3,912,156	57	68,634	+ 938,448	+ 14	+ 24.0%	○
介護予防支援	2,542,140	553	46	4,597	2,113,000	429,140	+ 20.3%	2,463,300	535	4,604	+ 78,840	+ 18	+ 3.2%	○
介護予防サービス計画給付費	2,542,140	553	46	4,597	2,113,000	429,140	+ 20.3%	2,463,300	535	4,604	+ 78,840	+ 18	+ 3.2%	○
小計	16,898,564	1,285	107	13,151	20,035,000	△ 3,136,436	- 15.7%	15,797,067	1,206	13,099	+ 1,101,497	+ 79	+ 7.0%	○
高額介護サービス給付費(公費高額)	1,650,349	164	14	10,063	1,650,349	皆増	皆増	1,317,092	124	10,622	+ 333,257	+ 40	+ 25.3%	○
特定入所者(施設分)	28,303,749	992	83	28,532	28,303,749	皆増	皆増	27,781,224	893	31,110	+ 522,525	+ 99	+ 1.9%	○
特定入所者(その他分)	5,760,853	0	0	-	5,760,853	皆増	皆増	3,820,704	0	-	+ 1,940,149	± 0	+ 50.8%	○
特定入所者介護サービス	34,064,602	992	83	34,339	32,441,000	1,623,602	+ 5.0%	31,601,928	893	35,388	+ 2,462,674	+ 99	+ 7.8%	○
特定入所者予防サービス費	0	0	0	-	100,000	△ 100,000	皆減	0	0	-	± 0	± 0	-	
審査支払手数料(1件/56円)	859,600	15,350	1,279	56	842,000	17,600	+ 2.1%	854,056	15,251	56	+ 5,544	+ 99	+ 0.6%	○
合計(国保連支払額と一致)手数料抜き	1,092,867,329	16,654	1,388	65,622	1,240,270,000	△ 147,402,671	- 11.9%	1,054,029,784	16,440	64,114	+ 38,837,545	+ 214	+ 3.7%	○

サービスの種類 (償還払い)	令和5年度介護給付費及び件数				第8期計画推計との比較(計画P110~113参照)			令和4年度介護給付費及び件数			令和4年度介護給付費及び件数 との比較			前年度比増
	給付費	件数	1月当たり件数	1件当たり給付費	給付費推計	給付費差引	割合	給付費	件数	1件当たり給付費	給付費差引	件数差引	割合	
高額介護サービス給付費	20,501,622	1,850	154	11,082	19,856,000	645,622	+ 3.3%	18,491,014	1,733	10,670	+ 2,010,608	+ 117	+ 10.9%	○
高額介護予防サービス給付費	77,072	29	2	2,658	100,000	△ 22,928	- 22.9%	54,084	22	2,458	+ 22,988	+ 7	+ 42.5%	○
高額介護サービス給付費	20,578,694	1,879	157	10,952	19,956,000	622,694	+ 3.1%	18,545,098	1,755	10,567	+ 2,033,596	+ 124	+ 11.0%	○
高額介護医療合算介護サービス費	2,100,440	77	6	27,278	1,716,000	384,440	+ 22.4%	3,126,284	100	31,263	- 1,025,844	- 23	- 32.8%	
福祉用具購入費	697,003	27	2	25,815	968,000	△ 270,997	- 28.0%	1,227,843	56	21,926	- 530,840	- 29	- 43.2%	
住宅改修費	2,199,476	17	1	129,381	4,184,000	△ 1,984,524	- 47.4%	3,495,190	36	97,089	- 1,295,714	- 19	- 37.1%	
介護予防福祉用具購入費	166,149	9	1	18,461	337,000	△ 170,851	- 50.7%	259,452	12	21,621	- 93,303	- 3	- 36.0%	
介護予防住宅改修費	950,325	7	1	135,761	1,734,000	△ 783,675	- 45.2%	1,198,302	10	119,830	- 247,977	- 3	- 20.7%	
小計	4,012,953	60	5	66,883	7,223,000	△ 3,210,047	- 44.4%	6,180,787	114	54,217	- 2,167,834	- 54	- 35.1%	
償還払い合計	26,692,087	2,016	168	13,240	28,895,000	△ 2,202,913	- 7.6%	27,852,169	1,969	14,145	- 1,160,082	+ 47	- 4.2%	
総合計	1,120,419,016	18,670	1,556	60,012	1,270,007,000	△ 149,587,984	- 11.8%	1,082,736,009	18,409	58,816	+ 37,683,007	+ 261	+ 3.5%	○

板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

令和6年3月29日に「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第61号）が公布され、同年4月1日から施行されています。改正内容のひとつに、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化（常勤換算方法による職員配置及び複数の同センターで専門職の職員配置を満たしていれば全職種の配置は不要）があります。

本条例は、本省令の「従うべき基準」となっているため、省令と同様に本条例においても一部改正を行うものです。本省令には経過措置があり、改正省令に基づく条例改正は1年間猶予されていますが、1市3町では9月議会で本条例改正を行う予定とことから当町においても同様に改正を行うものです。なお、当町の地域包括支援センターは1か所しかないため、本条例の改正により同センターの現職員配置に影響することはありません。

2 改正内容

1 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化【関係条文：第4条】

(1) 常勤換算方法による職員配置

- ・常勤専従の保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これら三職種に準ずるものを含む。）を各1人以上配置することが求められていたが、地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、常勤換算方法で配置することができる。

(2) 複数の地域包括支援センターで専門職の職員配置を満たしていれば、個々の同センターで三職種の配置は不要

- ・地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、三職種は個々のセンターではなく、複数のセンターで配置されていればよい。ただし、個々のセンターには、三職種のうち二職種以上の常勤職員を配置しなければならない。

2 軽微な文言の修正【関係条文：第4条及び第5条】

- ・見出しの変更
- ・条項のズレの修正

3 施行日

公布の日から施行します。

板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。))第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))</u>によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センタ</u></p>	<p>本則</p> <p>(職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>(新設)</p>

一に配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

(職員の員数の例外)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

(1) (略)

(2) _____

前条第1項の基準によって

は地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると次条に規定する板倉町地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると次条に規定する板倉町地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における 第一号被保険者の数	職員配置基準
おおむね1,000人未満	前条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前条第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(職員の員数の例外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの職員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に該当することとなった場合であって、前条の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると次条に規定する板倉町地域包括支援センター運営協議会において認められたとき。

(3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると次条に規定する板倉町地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における 第一号被保険者の数	職員配置基準
おおむね1,000人未満	前条各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前条各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

<p>おおむね2,000人以上3,000人未満</p>	<p>専らその職務に従事する常勤の前条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同条第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</p>	<p>おおむね2,000人以上3,000人未満</p>	<p>専らその職務に従事する常勤の前条第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同条第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</p>
-----------------------------	--	-----------------------------	---

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			○

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

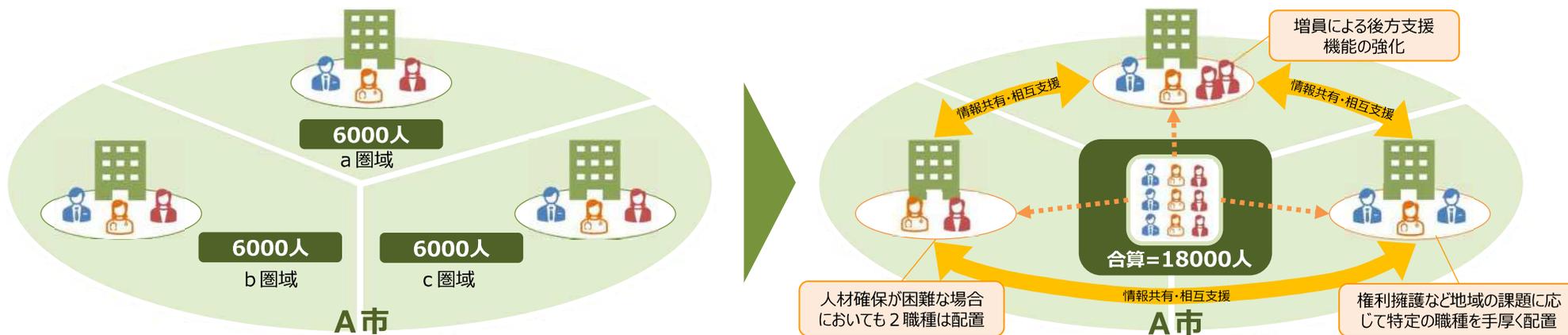
- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定） 4【厚生労働省】(30)介護保険法
 (viii) 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

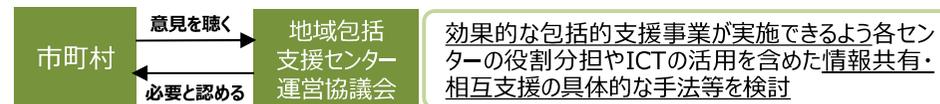
介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置**することを可能とする

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
 - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）

板倉町地域包括支援センター及び地域密着型サービス 運営協議会設置要綱の一部改正について

1 改正理由

令和6年度介護保険制度改正により、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）等が改正されました。これに伴い、令和6年8月5日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか通知で、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）が一部改正され、令和6年4月1日から適用することとなりました。

同通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言（国が地方公共団体の事務に関し、客観的に妥当性のある行為を行い若しくは措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発すること）に該当するものです。本要綱は、同通知を基に制定しているため、同様に一部改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 所掌事務の根拠の追加【 関係条文：第2条 】

- ・「地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）」の追加

(2) 所掌事務の変更【 関係条文：第2条 】

- ア センターの職員配置基準に関すること。
- イ センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること。
- ウ センターの行う業務に係る方針に関すること。
- エ センターの運営に関すること。
- オ センターの職員の確保に関すること。
- カ その他の地域包括ケアに関すること。

(3) 軽微な文言の変更【 関係条文：第2条 】

- ・協議会の所掌事務について「協議を行う」から「意見を述べる」に変更
- ・各号の文尾を「事項」から「こと」に統一

3 施行日

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

